

別表（第5条関係）

	補助対象工事	備考
(1)	既存住宅の修繕，模様替え，改築，増築，減築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認が必要なものは，建築確認済証及び検査済証の写しが必要 ・ 併用住宅のうち，住居部分の修繕，増築等が対象とする。 ・ 住宅と同一棟の車庫，物置の修繕，増築等が対象とする。 ・ 修繕，増築等工事時伴う廃材等の処理費用は対象とする。 ・ 居住用以外の建物又は工作物（離れ，物置，車庫，門，塀等）に係る工事は対象としない。 ・ 自然災害により被害を受けた場合の復旧又は修繕に係る工事は対象としない。
(2)	浴室，キッチン，洗面室，トイレのリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便座の切替えのみは対象としない。
(3)	給排水衛生設備，給湯設備，換気設備，電気設備，ガス設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増築，改築，減築工事その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。配線工事を含む。 ・ 給湯器等の器具交換のみの工事は対象としない。 ・ ソーラーパネルの新設又は交換に係る工事は対象としない。
(4)	オール電化住宅工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の必要がないIHクッキングヒーターの設置等は対象としない。
(5)	屋根のふき替え，塗装，防水工事	
(6)	外壁の張り替えや塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軒天井，破風板，鼻隠しを含む。
(7)	部屋の間仕切りの新設や変更工事	
(8)	床材，内壁材，天井材の張り替えや塗装等の内装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床はフローリング，カーペットなどを対象とする。 ・ 床暖房（ガスや電気式）工事も対象とする。 ・ 内装工事に伴う室内カーテン・ブラインド等の取替えや新設は対象とする（カーテン・ブラインド等のみは対象としない。）。)
(9)	床，壁，窓，天井，屋根の断熱改修工事	
(10)	ふすま紙，障子紙の張り替えや畳の取替え（表替え，裏返しを含む。）	
(11)	雨どい等の取替えや修理	
(12)	建具・開口部の取替えや新設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手動，電動シャッターも対象とする。 ・ 建具，開口部工事に伴う窓ガラス，網戸，防犯フィルム等の取替えや新設も対象とする（窓ガラス，網戸，防犯フィルム等のみは対象としない。）。)
(13)	造り付け収納家具工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大工工事を伴うものに限る。
(14)	バリアフリー改修工事（手すりの設置，段差解消，廊下幅の拡張等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度，障害者制度等の他の制度の対象となっている部分は対象としない。
(15)	耐震改修工事（屋根の軽量化，壁補強，基礎補強等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅耐震改修工事費補助制度の対象となっている部分は対象としない。

(16)	防音工事(防音天井, 防音壁, 防音サッシの改修等)	・他の制度の補助対象となっている部分是对象としない。
(17)	火災報知機の設置・防犯カメラ等の防犯機能の付加・強化のための工事	・他の制度の補助対象となっている部分是对象としない。
(18)	住宅の解体工事	・解体工事のみは対象としない。ただし, 修繕, 模様替え, 改築, 増築, 減築工事その他リフォームに伴う部分の解体であれば対象とする。
(19)	この表に表示のない工事	・補助対象内外を個別審査により決定します。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。